

日バス協業第327号
平成28年10月18日

各都道府県バス協会 会長 殿

公益社団法人 日本バス協会
会 長 上 杉 雅 彦

旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2に規定する運送引受書の
交付についての一部改正について

平素より当協会の運営に関して格別なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2に規定する運送引受書の交付について
の一部改正について、国土交通省自動車局旅客課バス産業活性化対策室長より
通達がありました。その旨了知されるとともに、貴協会傘下会員に対し周知
方よろしくお願いいたします。

公益社団法人日本バス協会
業務部 川合・中尾
電話：03-3216-4014
FAX：03-3216-4016



国自旅第188号の2
平成28年10月17日

公益社団法人 日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車局旅客課
バス産業活性化対策室長

旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2に規定する運送引受書の
交付についての一部改正について

平成28年1月15日に発生した軽井沢スキーバス事故を踏まえ、再発防止策について徹底的に検討し、本年6月3日に「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」をとりまとめたところである。これを受け、本年8月31日に「旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項の運送引受書の記載事項を定める告示」（平成24年国土交通省告示第769号）が改正され、本年11月1日より、運送引受書に道路運送法第9条の2第1項の規定により届け出た運賃及び料金を基に算定した当該運送に係る運賃及び料金の上限額及び下限額を記載することとしたことから、「旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2に規定する運送引受書の交付について（平成26年3月26日付け国自旅第622号）」の参考様式を別添のとおり改正し、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので、貴協会においてもその旨了知されるとともに、傘下会員に対し周知徹底を図られたい。

国自旅第188号
平成28年10月17日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

国土交通省自動車局旅客課
バス産業活性化対策室長

旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2に規定する運送引受書の
交付についての一部改正について

平成28年1月15日に発生した軽井沢スキーバス事故を踏まえ、再発防止策について徹底的に検討し、本年6月3日に「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」をとりまとめたところである。これを受け、本年8月31日に「旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項の運送引受書の記載事項を定める告示」（平成24年国土交通省告示第769号）が改正され、本年11月1日より、運送引受書に道路運送法第9条の2第1項の規定により届け出た運賃及び料金を基に算定した当該運送に係る運賃及び料金の上限額及び下限額を記載することとしたことから、「旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2に規定する運送引受書の交付について（平成26年3月26日付け国自旅第622号）」の参考様式を別添のとおり改正するので、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、本件については、公益社団法人日本バス協会会長及び観光庁観光産業課旅行安全対策推進室長あて、別添のとおり通知したので申し添える。

国自旅第188号の3
平成28年10月17日

観光庁観光産業課
旅行安全対策推進室長 殿

国土交通省自動車局旅客課
バス産業活性化対策室長

旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2に規定する運送引受書の
交付についての一部改正について

平成28年1月15日に発生した軽井沢スキーバス事故を踏まえ、再発防止策について徹底的に検討し、本年6月3日に「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」をとりまとめたところである。これを受け、本年8月31日に「旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項の運送引受書の記載事項を定める告示」（平成24年国土交通省告示第769号）が改正され、本年11月1日より、運送引受書に道路運送法第9条の2第1項の規定により届け出た運賃及び料金を基に算定した当該運送に係る運賃及び料金の上限額及び下限額を記載することとしたことから、「旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2に規定する運送引受書の交付について（平成26年3月26日付け国自旅第622号）」の参考様式を別添のとおり改正し、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので、この旨了知されるとともに、本取扱いが適切に実施されるよう一般社団法人日本旅行業協会及び一般社団法人全国旅行業協会等関係団体に対して周知されたい。